

<抄>

事務連絡
令和7年4月25日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）により示しているところであるが、当該通知の第4表2に掲げる項目であって、その項目を令和7年6月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和7年6月6日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

令和7年5月31日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和7年6月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年6月1日以降、算定する施設基準
初・再診料	1	医療情報取得加算	1の(4)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	医療情報取得加算
	2	医療DX推進体制整備加算1～6	1の(9)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	医療DX推進体制整備加算1～6
	3	地域包括診療加算1、2	令和6年3月31日において現に地域包括診療加算の届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(4)を満たしているものとする。	地域包括診療加算1、2
	4	歯科点数表の初診料の注1	令和7年5月31日までの間に限り、1の(6)に該当するものとみなす。	歯科点数表の初診料の注1
	5	地域歯科診療支援病院歯科初診料	令和7年5月31日までの間に限り、1の(11)に該当するものとみなす。	地域歯科診療支援病院歯科初診料
入院	6	意思決定支援の基準	令和6年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病床(同日において、療養病棟入院基本料、有床診療所在宅患者支援病床初期加算、地域包括ケア病棟入院料及び特定一般入院料の注7に規定する施設基準の届出を行っている病棟又は病床を除く。)については、令和7年5月31日までの間に限り、(1)の基準を満たしているものとする。	各入院基本料等

令和7年5月31日まで経過措置の施設基準

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年6月1日以降、算定する施設基準
調剤	24	医療DX推進体制整備加算1～3	1の(10)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	医療DX推進体制整備加算1～3
	25	医療情報取得加算	1の(4)については、令和7年5月31日までの間に限り、基準を満たしているものとみなす。	医療情報取得加算

○訪問看護療養費

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準
訪問看護管理療養費	1	訪問看護医療DX情報活用加算	10の(5)に掲げる基準については、令和7年5月31日までの間に限り、(5)の基準に該当するものとみなす。	訪問看護医療DX情報活用加算